

東京海上日動の 経営・労務サポートサービス のご案内

<経営・労務サポートサービスの一例>
ストレスチェックサービス

労働安全衛生法の
改正に伴い、
従業員に対する
ストレスチェックが
義務化されます!

労働安全衛生法の改正に伴い、2015年12月より従業員50名以上の事業場は、従業員に対するストレスチェックを実施することが義務化されます(従業員50名未満の事業場は、当面努力義務とされています。)

労働安全衛生法の改正への対応は進んでいますか?



東京海上日動がストレスチェックサービスを新たに開始します!

東京海上日動のストレスチェックサービスは、改正労働安全衛生法で検討している検査項目を利用しています。サービスは、2015年4月から提供開始します。費用のご負担はなく、無料でご利用いただけます。

ストレスチェックサービスのご利用にあたっては、代理店または東京海上日動までご連絡ください。ストレスチェックの検査項目等は、今後の法令の改正動向に応じて変更となる場合があります。

サービスの
対象となる方

次の制度または保険にご加入の方が対象です。

- 全国商工会議所の業務災害補償プラン(あんしんプロテクトW)
- 東京商工会議所の業務災害補償共済(売上高方式)(あんしんプロテクトW)
- 全国中小企業団体中央会の業務災害補償制度(経営ダブルアシスト)
- 商工会の業務災害保険
- 使用者賠償責任担保特約をセットしているTプロテクション(一般傷害保険)

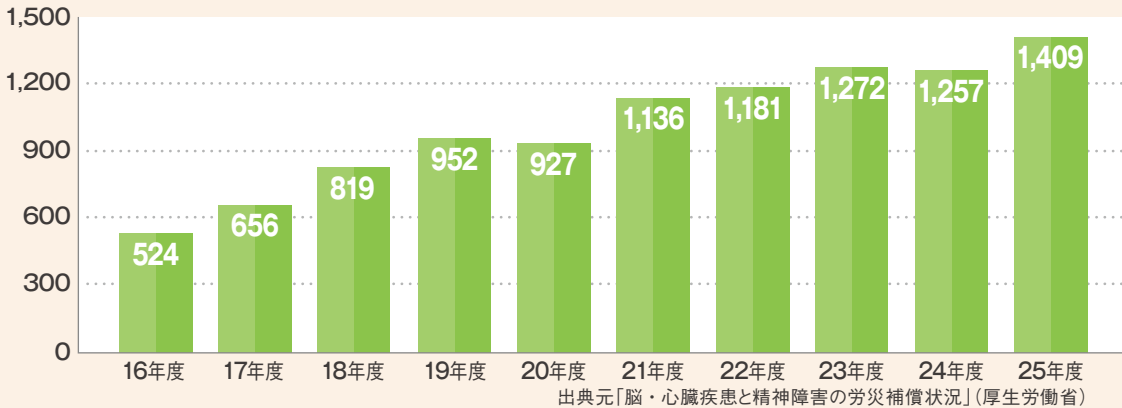
裏面も
ご覧ください



労働安全衛生法の改正により従業員のメンタルヘルス不調を未然に防止するためのストレスチェックが義務化されます！

いじめや嫌がらせなどによる職場での精神的なストレスにより、メンタルヘルス不調を抱える労働者は増えています。

●精神障害に係る労災請求件数の推移



ストレスチェックサービスを無料でご利用いただけます！

貴社におけるメンタルヘルス対策にお役立ていただけます。

●ストレスチェックサービスのほか、メンタルヘルス対策を中心に経営・労務に関するサービスが無料でご利用いただけます！

この機会にぜひご利用ください！



ご利用の場面		サービス内容
トラブルの未然防止	労働安全衛生法が改正されるので、従業員へのストレスチェックを実施したい。	ストレスチェックサービス
トラブルの早期発見・早期対応	最近休みがちな従業員について、専門家に相談したい。	メンタルケア・ホットライン
トラブルの改善対応・事後対策	メンタルヘルス不調を抱える休職者を職場復帰させるために、社内の体制整備をしたい。	休業職場復帰サポート
	パワハラやセクハラなどの再発防止のために、社内で管理職向けのセミナーを開催したい。	労務トラブル防止セミナー
日常サポート	助成金や労務リスクの診断を受けたい。	経営支援・診断サービス
	事業継承の自社株評価や相続対策などについて、専門家に相談したい。	法律・税務・労務ホットライン
	家族の介護で困っている従業員の相談窓口がほしい。	デイリーサポート

※このチラシは、経営・労務サポートサービスの概要を記載したものです。詳しくは「経営・労務サポートサービス サポートブック」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上日動にご連絡ください。ご不明点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。
 ※各サービスメニューは、予告なく変更となる場合があります。また、一部の地域ではご利用いただけないサービスもございますのでご了承ください。
 ※各サービスメニューは、東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。

お問い合わせ先

【取扱代理店】

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

【担当課支社】

07A1-GJ05-14010-201502
E14-84790新201502